

求人票(2027年4月採用向け)

2025年12月4日

社名	株式会社第一コンピュータリソース			本社 ・ 事業所	本社	名古屋市中区錦一丁目16番20号 グリーンビル8F																	
所在地	〒460-0003 名古屋市中区錦一丁目16番20号 グリーンビル 8F TEL 052-204-1411 FAX 052-232-6350				名古屋事業所	名古屋市中区錦一丁目16番20号 グリーンビル3F・9F・11F																	
代表者	代表取締役社長 池谷信和				東京事業所	東京都港区芝浦三丁目16番20号 芝浦前川ビル2F																	
URL	https://www.dcr.co.jp				大阪事業所	大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング6F																	
設立	1969年(昭和44)12月2日	業種	情報サービス産業		浜松事業所	浜松市中央区伝馬町312番地32 MIテラス浜松7F																	
資本金	2億7900万円	株式区分	非上場		福岡事業所	福岡市中央区天神3丁目10番20号 KG天神ビル東4F																	
定年	60歳 (再雇用制度有り)	平均年齢	38.5歳		仙台事業所	仙台市青葉区一番町2-10-17 仙台一番町ビル 9F																	
従業員数	男性 : 431名 女性 : 200名 計 : 631名 (2025年4月1日現在)				静岡事業所	静岡市葵区栄町4-10 静岡栄町ビル 11F 【2024年4月開設】																	
勤務時間	8時50分～17時35分 (休憩時間 12時00分～12時45分)				和歌山LABO	和歌山県和歌山市九番丁15 九番丁MGビル3F 【2025年4月開設】																	
フレックスタイム	要相談 コアタイム (10時50分～16時05分)			業績	決算月	売上高	単位=百万円	2024年度	単位=千円														
事業内容	DCRは、長年お客様と社員と共に歩んできた1969年設立の老舗独立系SIerです。 ソフトウェア開発を中心とした事業形態をとり、長年培ったノウハウと最新技術により、お客様満足度の高いSIサービスの提供をしています。 この他にも、インフラサービス、保守運用、オラクルデータベースサービス、東海地区No.1のオラクル研修サービスや各種IT製品販売をも手掛けております。																						
経営方針	絶えず技術の先進性を追求し、社員が夢と誇りを持ち、人の絆と和をもって社会に貢献する企業とする。																						
募集職種	◇システムエンジニア ・ プログラマー (全拠点) ◇ネットワークエンジニア ・ データベースエンジニア (名古屋)				募集学部	全学部・全学科																	
求める人材	何事にも失敗を恐れず主体的にチャレンジできる人材 ・ものごとをよく考え、発言したことに責任をもって実践する人 ・コミュニケーションを大事にしヒューマンネットワークなどを高め合える人 ・積極的に自己研鑽ができる人			福利厚生	勤務地	事業所のうち 希望勤務地にて採用 【2025年度 和歌山LABO新設】																	
初任給	大学院修士	252,250 (SE職手当30,000円含む)	円		契約期間	期間の定めなし																	
(技術職手当含む)	大学卒	247,750 (SE職手当30,000円含む)	円		試用期間	試用期間なし																	
その他待遇	高専	243,250 (SE職手当30,000円含む)	円		◆各種社会保険制度 加入(健保・厚生年金・雇用・労災)																		
	短大・専門	244,250 (SE職手当30,000円含む)	円		◆リゾートホテル法人会員	◆家賃補助制度 有り																	
賞与	地域手当 [東京:15,000円／月 大阪:5,000円／月] 支給 技術職手当 [SE職:30,000円／月] 支給 通勤手当 全額支給 残業手当・役付手当・家族手当・資格手当 支給				◆社員持株制度 有り	◆財形貯蓄制度 有り																	
昇給	年3回 [7月・12月・3月] 5.6ヶ月分(期末賞与含) (24年度実績)				◆育児・介護休業制度 有り	◆クラブ活動 有り																	
	年1回 [4月] 平均昇給率(平均昇給額) : 4.73%(9,082円) (25年度実績)				◆確定拠出年金制度 加入	◆退職金制度 有り																	
選考方法	STEP1 筆記試験 [一般教養・PG適性試験] STEP2 書類選考 STEP3 一次面接 ご希望の勤務地にて実施いたします STEP4 最終面接			採用実績	募集人数 (男女不問)	2027	名古屋	インフラ	東京	大阪	浜松	福岡	仙台	静岡	和歌山	計							
応募方法	学校推薦・自由応募 併用				14	4	6	6	2	2	2	2	2	2	2	40							
応募書類	筆記試験を合格された方に限り、応募書類をご提出ください。 【応募書類】 ①履歴書+エントリーシート (マイナビ経由) ②成績証明書 ③卒業見込証明書				男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	合計						
応募書類提出先	〒460-0003 名古屋市中区錦一丁目16番20号 グリーンビル8F (株)第一コンピュータリソース 人事担当 宛て TEL 052-204-1411				2025	8	10	2	1	4	4	2	1	2	0	1	1	-	39				
					2024	11	4	1	1	2	1	1	3	2	0	2	0	1	0	-	-	29	
					2023	7	2	2	0	3	1	2	2	2	0	0	1	1	0	-	-	23	
会社説明会及び筆記試験	各事業所・Webにて随時開催しています 会社説明会・筆記試験はどこの会場でも参加していただけます 【お申込み方法】 マイナビ2027にて説明会日程を公開していますので 各サイトからお申込みください。 ※筆記試験は、会社説明会を受けた方のみ受験可能です																						
採用担当者連絡先	株式会社第一コンピュータリソース 名古屋市中区錦一丁目16番20号 グリーンビル8F 人事担当 (藤井・津田) TEL 052-204-1411 E-MAIL jinji@dcr.co.jp																						

青少年雇用情報シート (企業全体での【正社員／正社員以外】に関する情報)

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

記入日 2025年4月1日

1 募集・採用に関する情報

直近3事業年度の新卒者等	前年度	2年度前	3年度前
採用者数	29人	23人	22人
離職者数	0人	0人	0人
採用者数 (男性)	20人	17人	19人
採用者数 (女性)	9人	6人	3人
平均継続勤務年数	15.2年		
※ 従業員の平均年齢	38.5歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

① 研修の有無及びその内容	有	新入社員研修・階層別社員研修 等
② 自己啓発支援の有無及びその内容	有	資格取得者への一時金支給
③ メンター制度の有無	有	ブローザー制度
④ キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有	社員が作成したスキルマップを基に、上長との面談・相談が出来る場を設けている
⑤ 社内検定等の制度の有無及びその内容	有	Oracle研修 等

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

①	前事業年度の月平均所定外労働時間	企業全体の情報	
		13時間	
②	有給休暇の平均取得日数	16日	
③	育休取得者数／出産者数	女性 4／0人	男性 2／2人
④	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 0%	管理職 4.7%

※④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

応募書類は安全に管理し、当社の採用活動にのみ使用し、第三者に開示、提供いたしません。

自己申告書

2025年 4月 1日

私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。

事業所名 株式会社第一コンピュータリソース

事業所所在地 愛知県名古屋市中区錦1丁目16番地20号 グリーンビル8階

代表者名 池谷 信和

◇この自己申告書についての説明事項◇

- (1) 以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
- (2) この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
- (3) 申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。

チェックシート

以下に該当する場合は、チェック欄にし点（「✓」）を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。

※ 項目4については、求人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には職業紹介を行うことができません。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項（※1、2）違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

a 当該違反行為を是正していない。

b 是正してから6ヶ月が経過していない。

(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

a 当該違反行為を是正していない。

b 是正してから6ヶ月が経過していない。

(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

a 当該違反行為を是正していない。

b 送検後1年が経過していない。

c 是正してから6ヶ月が経過していない。

(4) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、労働基準監督署による是正勧告を受けており、その後、

a 当該違反行為を是正していない。

b 是正してから6ヶ月が経過していない。

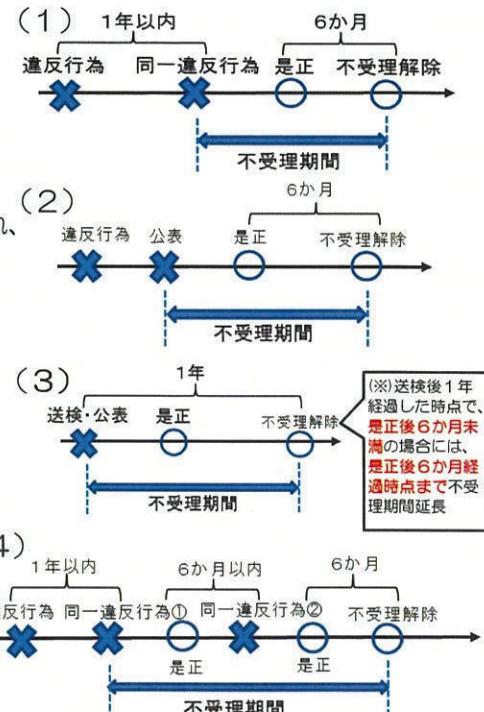
（※1）対象となる労働基準法の規定

内容	規定
男女同一賃金	第4条
強制労働の禁止	第5条
労働条件の明示	第15条第1項及び第3項
賃金	第24条、第37条第1項及び第4項
労働時間	第32条、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る)、第141条第3項
休憩、休日、有給休暇	第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項
年少者の保護	第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条
妊娠婦の保護	第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項

※ 労働者派遣法第44条（第4項を除く）により適用する場合を含む。

（※2）対象となる最低賃金法の規定

内容	規定
最低賃金	第4条第1項



2. 職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法 及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項（※3、4、5、6）違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表（注1）され、

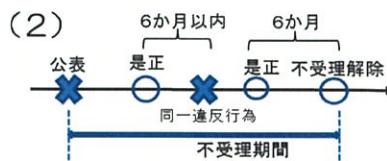
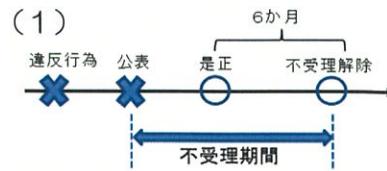
- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

（注1）職業安定法第48条の3第3項、労働施策総合推進法第33条第2項、男女雇用機会均等法第30条又は育児・介護休業法第56条の2の規定による公表。

(2) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、

- ①需給調整事業課（室）による助言や指導、勧告、
- ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(※3) 対象となる職業安定法の規定

内容	規定
労働条件等の明示	第5条の3第1項、第2項及び第3項
求職者等の個人情報の取扱い	第5条の4
求人の申込み時の報告	第5条の5第3項
委託募集	第36条
労働者募集に係る報酬受領 ・供与の禁止	第39条、第40条
労働争議への不介入	第42条の3において読み替えて準用する法第20条
秘密を守る義務	第51条

(※4) 対象となる労働施策総合推進法(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律)の規定

内容	規定
パワーハラスメント防止に 関する雇用管理上の措置	第30条の2第1項
パワーハラスメント等を理 由とする不利益取扱いの禁 止	第30条の2第2項（第30条の5第2項、第30条の6第2項において準用する場合を含む。）

※ 第30条の2第1項を労働者派遣法第47条の4の規定により適用する場合を含む。

(※5) 対象となる男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)の規定

内容	規定
性別を理由とする差別の 禁止	第5条、第6条、第7条
セクシュアルハラスメント、出産等 を理由とする不利益取扱いの禁 止	第9条第1項、第2項及び第3項、第11条第2項（第11条の3第2項、第17条第2項、第18 条第2項において準用する場合を含む。）
セクシュアルハラスメント等の防止 に関する雇用管理上の措置	第11条第1項、第11条の3第1項
妊娠中、出産後の 健康管理措置	第12条、第13条第1項

※ 労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。

(※6) 対象となる育児介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)の規定

内容	規定
育児休業、介護休業等の申 出があった場合の義務、不 利益取扱いの禁止	第6条第1項、第10条（第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む）、 第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の10、第18条の2、第20 条の2、第23条の2、第25条第1項、第25条第2項（第52条の4第2項、第52条の5第2 項において準用する場合を含む。）
所定外労働等の制限	第16条の8第1項（第16条の9第1項において準用する場合を含む）、第17条第1項（第18 条第1項において準用する場合を含む。）、第19条第1項（第20条第1項において準用する場 合を含む。）第23条第1項、第2項及び第3項、第26条

※ 労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

3. その他の不受理理由

- a 暴力団員（注2）に該当する。
- b 法人の場合、役員の中に暴力団員がいる。
- c 暴力団員が自身（又は法人）の事業活動を支配している。

（注2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。

4. その他（求人不受理のためのチェック項目ではありませんが、ご確認ください。）

職業紹介事業者は、同盟罷業（ストライキ）又は作業所閉鎖（ロックアウト）が行われている事業所
に対して職業紹介を行ってはならないこととされていますので、該当する場合はチェックをお願いします。

- 事業所において、同盟罷業又は作業閉鎖が行われている。